

第3回 古賀市景観計画策定委員会 会議録  
(要約筆記)

【会議の名称】 第3回 古賀市景観計画策定委員会

【日時・場所】 平成30年1月30日（火）19時00分～  
リーパズプラザ古賀 103洋室

【議題】

1. 開会
2. 議事
  - ①景観市民会議結果の報告
  - ②景観計画（案）について
  - ③景観条例についての検討
  - ④屋外広告物条例についての検討
3. 事務連絡
4. 閉会

【傍聴者数】 1人

【出席委員等の氏名】

委員（識見者）：日高圭一郎委員、箕浦永子委員、松山祐子委員

委員（市民会議代表者）：新田昌彰委員、中村直史委員、今村恵美子委員

事務局：都市計画課 吉武課長、渋谷係長、増田、福山コンサルタント2名

【欠席委員の氏名】 なし

【庶務担当部署名】 都市計画課

【委員に配布した資料の名称】

1. 会議次第
2. 委員会委員名簿
3. 市民会議ニュースレター（第5回）
4. 古賀市景観まちづくりの提言書
5. 第2回 古賀市景観計画策定委員会におけるご意見と対応
6. 古賀市景観計画（案）
7. 景観条例構成（案）について
8. 屋外広告物条例について

【会議の内容】

1. 開会

2. 議事

委員：前回の意見の8番の「周辺との調和」という文言は、P32の外観の形態・意匠のところの「周辺景観との調和」という言葉のことなのか。

事務局：そうである。具体的なイメージについては、景観ガイドラインに参考写真や模式図等を入れて、窓口にて指導を行う予定である。

委員：P32の高さ・配置のところで、「眺望の背景となる山なみや松原の稜線」となっているが、稜線はおかしい。松原のスカイラインではないか。P33の工作物の所にも同じ言葉がある。

事務局：ご指摘のとおり、修正する。

委員：確認だが、P35、36の色彩の基準は、500㎡以上の建物に対する基準ということでよいか。住宅と500㎡以上の大きな建物では、面積効果によって違う色合いの印象を受けると思うが、この基準でコントロールするのは届出対象行為である500㎡以上の建築物だけで間違いないか。

事務局：ご指摘の通り、この基準でコントロールできるのは届出対象範囲の500㎡以上、もしくは幹線道路沿線の200㎡以上の建物に対してである。ただし、それ以外の建物についても、できるだけこの基準を満たすように推奨していく。

委員：届出対象ではない小さい建物についても、法的なものではないが同じ基準で指導していくという解釈でよいか。

事務局：推奨という形になるが、その解釈でよい。

委員：住宅になると、小さい面積なのでより厳しい基準にした方がよいのではないか。

委員：他都市においても、景観計画の中で出せる行為の制限の基準というのは、ネガティブチェックが多い。現行のあるものに対して、どれだけ既存不適格のものを出さないかを重視するという考えが基本的であり、それを考えると古賀市ではこ

の基準となる。住宅等についてより厳しい基準とする場合は、運用段階で使用する景観ガイドラインの中に記載し、窓口でもお願いするという形がかなり多くなっている。ただ、ご指摘の通り、この基準で大きな面積のものがあると派手すぎるのではないかとと思われるのも理解できる。

委員：記載されている基準は、大きな面積でも派手ではないように決められていると思うが、小さい面積の方が、面積効果により、基準内であっても逆に派手に感じるのではないか。

委員：一般的に、大きな面積の建物に比べて住宅でそこまで色のきつい建物を作る割合は低いと考えられる。

事務局：大きい面積と小さい面積では見え方が違うのではないかということ言えば、同じ色の建物であれば、小さい建物の方がより抑えられたものに見える。

委員長：住宅だと気にならない色でも、大きい建物だと気になるだろうということなのか。

委員：同じマンセル値でも、面積が大きくなる方が、派手に感じないのではないか。

事務局：面積が大きい方が面積効果により派手に見えることになる。

委員：小さい面積の方が暗く感じ、大きい面積の方が派手に感じる。例えば、カーテンを選ぶときに、見本を見て買ったものが、実際に設置すると思ったよりも派手に感じることもある。

委員：個人の家で目立つ色が使われるのを規制するのは難しいということなのか。

委員：今回の計画は、全市域を対象としているため、現在の案の基準よりも厳しくするのは難しい。戸建住宅でも色彩を制限しようという気運の高い地域があれば、景観重点区域への指定や景観計画以外の方法もある。計画策定後は、それぞれの地域の景観づくりの気運に合わせて、更なる景観誘導手法を検討していく必要がある。

事務局：補足であるが、色彩基準を作成するために行った色彩調査の結果から見ると、古賀市では他都市に比べ、今のところ色彩に問題がある家はかなり少ない状況である。住宅の敷地際がきれいに緑化されている、景観に対して意識の高いまちなみが多く見られた。

委員：ご意見と対応の4番に記載されている「機運の高まり」という言葉について、本文中にて、機会の「機」と気持ちの「気」の2種類が使われている。何か醸し出すものがあれば空気の「気」、一方、意図的に盛り上げようという意図があれば機会の「機」を使うべきだと思うが、使い分けはしているのか。地域の機運は機会の「機」で間違いないか。

事務局：ここは市民の自発的な気持ちの盛り上がりという意味なので、空気の「気」のほうが正しい。意図的に使い分けていたものではないため、計画案全体を通して確認し、修正する。

委員：ご意見と対応の18番についてであるが、提言書のP24、25のボランティア団体はこれだけで良いのか。不足があるように感じるが、各団体と連絡を取って作成したものなのか。また、ゆくゆくはこういった団体と共働で景観まちづくりをしていく必要があると思うが、本当に景観計画に記載しないでよいのか見解を聴かせて欲しい。

事務局：短期間に変わる可能性のあるもののため、計画への掲載は控えている。

事務局：提言書の掲載団体については、各団体と個別に話をしたわけではない。平成23年に策定した「美しいまちづくりプラン」に掲載されている活動について、今現在活動が行われているかを確認し、現在も活動しているものについて、市民の皆様を紹介する意味で掲載している。

また、「美しいまちづくりプラン」は10年間の計画であるが、今回の景観計画は半永久的に残り続けるものになる。実際、美しいまちづくりプランに掲載されている活動が現在も行われているか確認したところ、5・6年の間に名称が変更されている団体や終了している活動があったことから、景観計画に具体的な名称を掲載するのは難しいと判断した。他都市でも同様に掲載を控えているところが多い。ご指摘のとおり、計画策定後は、様々な団体と協力して行う必要がある取り組みも出てくると思われるが、その点については、実際に事業を行う際に検討することとなる。

委員：2018年現在といった年次を入れれば掲載できるのではないのか。

委員長：提言書についてはこの形で既に市長に提出しているので、変更が難しいと思われる。景観計画には実際の名称を掲載するのは難しいとのことだが、先ほどの活動団体は、景観計画のP47のイメージ図にある「景観まちづくり活動団体」に該当するという認識で良いのか。

事務局：そうである。具体的な名称には触れずに掲載している。

委員長：実際の名称がないので、活動がここに該当するというのが分かりにくいのではないのか。景観まちづくり活動団体という言葉の説明を入れてはどうか。

委員：自分達の活動がここに該当するのかが分からない。景観まちづくり活動団体の定義が必要かもしれない。住民説明会にて、自分達の活動はどこに該当するのかといった質問が出るかもしれない。

委員長：景観計画の中で補足説明をするとともに、住民説明会では、別途提言書等の資料を使用して説明をしても良いと思う。

事務局：ご指摘の部分について、検討する。

委員：景観計画のP8、古賀市のフットパスにおいて、歩いてん道は非常に重要なので、全コースのスタート地点などの写真を入れてはどうか。例えば、P10の構成要素の図を歩いてん道の写真に差し換えるか、P8とP9の間に写真を入れてP9の図をP10に移動してもいいと思う。

事務局：P11のA3の図にコースの写真を載せてはどうか。

委員：A3の図に載せられるのなら、それでもよい。

事務局：歩いてん道の各コースの写真が入れば、方法はこういった形でもよい。

委員：よい。市民が歩こうと思った時に、フットパスに行ってみようということを促すためにも写真が必要であると思う。

委員：P9の下部に歩いてん道の注釈があるが、見落としそうなので、文章の中に入れるかもっと目立つようにしてほしい。9コースあるというのもここで初めて出てくるため、重要である。また、P8の左上の写真は歩いてん道ではないと思う。

事務局：文章に入れるか、注釈が目立つように検討する。P8については、古賀市のフットパスの例という意味合いで掲載しており、ご指摘の場所については、歩いてん道の写真ではない。

委員：場所がどこなのか具体的にイメージできた方がよいのではないかと。写真の下に場所の説明があった方がよい。

事務局：P8はフットパスのイメージ写真として掲載しているのでそのまま残したい。歩いてん道の写真については先ほどのご指摘のとおり、追加する。

委員：P25の景観重点区域候補地の図において、薬王寺周辺のエリアに薬王寺廃寺跡を入れていない理由は何かあるのか。前回の会議で出た興山園へ続く道のように、たどり着くまでの道が険しいのか。

事務局：たどり着くことはできるが、目印になるものもなく、道も整備されていない状況であるため、エリアからは外している。

委員：たどり着いても「跡」なので何もない。

委員：文化財ではあるのか。

委員：発掘されて出てきた瓦は歴史資料館に置いてあるが、古文書等の存在を立証するものはなく、伝承の域を脱していない。文化財には指定されていないと思う。

委員：P11のA3の図には指定文化財として掲載されているが、間違いということか。

委員：薬王寺廃寺跡よりは、馬具等が出土した船原古墳を入れたほうがよいのではないかと。

事務局：薬王寺廃寺跡は「美しいまちづくりプラン」掲載の図に歴史の資源として表示はされているが、指定文化財か否かについては、他の歴史的資源も含め再度確認し、修正する。

委員：指定文化財は、現在掲載されているよりも少ないと思われる。

委員：薬王寺廃寺跡について、指定文化財であれば、行っても何もないとしても景観重点区域候補地の範囲に入れるべきである。

事務局：指定文化財については、文化課に確認する。また、指定文化財以外も掲載する場合は、景観資源といった言葉に変えたいと思う。薬王寺廃寺跡については、ご指摘のとおり、仮に指定があった場合には、区域に入れるよう修正する。

委員：船原古墳はまだ指定文化財にならないのか。既になっているか、もうすぐなると思うので、掲載するべきと思う。

委員長：船原古墳は、指定文化財になっていないとしても、歴史資源として掲載していいと思う。

委員：市外の方からも場所を聴かれるし、市としてもPRしているものである。

委員長：屋外広告物のP2の許可地域①の指定地域で、「市域全域」となっているが、禁止地域や許可地域②もある。表現が分かりにくい、全域なのか。

事務局：ベースが許可地域であり、それに禁止地域を乗せているというイメージなので、実際には下に許可地域がある。

委員長：全域に許可地域①がかかっているということか。

事務局：そうである。ただし、一般的に表現が分かりにくいので、許可地域①だけを指す表現に修正する。

委員長：具体的には、禁止地域と許可地域②以外の地域ということになる。

委員：計画のP43の屋外広告物に関する景観誘導指針について、「ネオンや点滅、動光を伴うもの」の中に、動画やデジタルサイネージ等に入るのか。今は映像でも流したりするのできちんと明記したほうが良い。

事務局：動画が含まれていると分かる表現に修正する。

委員：P39の景観重要樹木の指定の方針について、指定されることによって保護されるのか。

事務局：保護されるが、実際に指定する場合には景観審議会に諮り、所有者との協議をしないと指定はできない。所有者の同意が得られなければ指定はできない。

委員：古賀市の巨木は指定して良いと思う。ムーミンの木の近くに、亀や象に見えるクスノキがあったが台風で倒れた。そういった木を指定して守られるとよいのだが。ムーミンの木等は、樹形や樹高など美観が優れているわけではないが、市民に愛されており、来訪者を連れていくこともあるので、「地域に広く親しまれている」と言えるのではないか。木は手入れ等が難しい部分もあるが、指定して守られれば良いと思う。

事務局：計画の中で記載したのは、あくまでも「指定の基準」であるため、どういう方法で指定を行うか、また指定したものにどのような支援を行っていくかということは、別途検討していく必要があると考えている。

委員：身近なものが指定されると、市民も守る意識が高まると思う。

委員長：景観条例（案）の第22条「管理の基準」について、「誰が」という主語が分からない。

事務局：ここに記載しているのは、あくまで概要であり条文そのものではない。管理の基準まで書くかについても検討する必要がある。

委員長：現在の案だと中途半端である。指定された場合と指定されない場合とで何が違うのか。

事務局：指定されると、所有者であっても自由に変更できない等の制限がかかる。以前古賀市で行った、都市景観賞や巨木の指定というのは、あくまでも市が指定しただけであり、先ほどのご指摘の通り、倒れたものや無くなったものもある。そういった意味では、景観重要建造物や景観重要樹木は、指定されると管理され、残っていく。ただ、所有者が自分の自由にはできなくなるという点で、指定に同意していただけるかが懸案事項である。

委員：指定によって、適正管理に必要な措置を講じてもらえるならそれに越したことはないと思う。

委員長：今のところまだ不透明であるが、実際の運用で大事なものは支援のあり方であり、樹木に限らず建造物も同じである。できるかは別として、理想的なのは、助成が出るしくみであるが、その場合には財源の問題があるので、今後の課題として検討していく必要がある。

### 3. 事務連絡

事務局：本日いただいた意見を基に計画案を修正し、住民説明会とパブリックコメントを行うことになるが、スケジュールの都合上、修正案について委員全員に確認いただくことが難しいため、代表して委員長に確認いただきたいと思うがよろしいか。

委員：問題ない。住民説明会に使用するには、計画案は内容が多すぎると思うがどういった形で説明を行うのか。

事務局：説明会用に、重要な点を抜粋した資料を用意する予定である。

- ・平成30年2月19日(月)から住民説明会およびパブリックコメントを実施予定。
- ・都市計画審議会については、開催時期は未定。
- ・次回は4月か5月を予定。

### 4. 閉会

以上